豊山町水防計画

第１章　総　　則……1
第１節　目　　的……1
第２節　用語の定義……1
第３節　水防事務の処理……2
第４節　水防本部の設置及び組織事務分担表……2
企画調整部（企画調整部長）……2
水防団（消防団長）……2
救助部（生活福祉部長）……2
復旧部（産業建設部長）……2
第５節　水防本部の係員の非常参集……2
第６節　水防の分担等……3
第２章　水防組織……4
第１節　水防本部の組織……4
第２節　水防団（消防団）の組織……4
第３章　水防施設……5
第１節　水防倉庫及び資器材……5
第２節　通信連絡及び非常輸送……6
第４章　非常配備体制……9
第５章　重要水防箇所・施設等……11
第１節　意義……11
第２節　重要水防箇所・施設等の管理者及び操作者……11
第３節　重要水防箇所・施設等の操作方法……11
第６章　水防警報……13
第１節　意義……13
第２節　愛知県知事が水防警報を行う河川……13
第３節　水防警報を発する基準……13
第４節　水防巡視等……15
第７章　洪水予報……17
第１節　意義……17
第２節　国土交通大臣が洪水予報を行う河川……17
第３節　愛知県知事が洪水予報を行う河川……17
第４節　洪水予報を発表する基準……17
第５節　洪水予報伝達系統……19
第８章　水位情報の周知……21
第１節　意義……21
第２節　水位情報の周知を行う河川・海岸及びその区域……21

第３節　水位情報周知を行う水位観測所における基準水位 21
第４節　水位情報伝達系統 23
第９章　水防活動 25
第１節　予報及び警報とその措置 25
第２節　水防団（消防団）の出動 27
第３節　監視及び警戒 27
第４節　水こう門の操作 28
第５節　水防作業 28
第６節　水防に関する連絡系統図 29
第７節　避　　難 30
第８節　決壊等の通報及び決壊後の処理 33
第９節　水防解除 33
第１０節　公用負担等 33
第１１節　水防報告と水防記録 35
第１０章　他の組織との協力応援 37
第１１章　水防訓練等 38
第１節　水防訓練 38
第１２章　久田良木川排水機場 39
第１節　稼動基準 39
第２節　排水調整報告伝達系統 39
第３節　町の連絡系統図 39
第４節　運転操作方法 40
第５節　運転補助業者 40
第１３章　新川排水調整（上流域） 41
第１節　基準地点 41
第２節　基準地点の基準水位 41
第３節　排水調整通知及び発令伝達系統 41
第４節　排水調整報告伝達系統 41
○久田良木川排水機場操作要領 42
豊山町水防計画図 45

付録　豊山町水防計画

第１章　総　　則

第１節　目　　的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき、洪水による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため豊山町全域に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及び樋門の操作、水防のための水防団（消防団）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものである。

第２節　用語の定義

１　豊山町災害対策本部
災害対策に関する一元的体制を確立し、風水害対策、災害救援助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速、かつ強力に実施するため、災害対策基本法に基づき設置した機関である。

２　豊山町水防本部
町全域における水防を統括するために設置される機関で、災害対策本部と併用して、本部事務所を豊山町役場内に置く。

３　水防管理団体
水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水防予防組合をいう。

４　指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。本計画では豊山町を指す。

５　水防管理者
豊山町長をいう。

６　水防警報
指定した河川について、国土大臣又は愛知県知事が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

７　洪水予報
指定した河川について、気.象庁長官と国土交通大臣又は知事が共同で洪水のおそれがあると認められるとき、その内容を周知するため警告して行う発表をいう。

８　水防警報河川
愛知県知事が洪水により県民の経済上相当の損害を生ずるおそれがあるとして指定して公示した河川をいう。

９　水防団
水防法に基づく水防団は、消防組織法に基づき消防団が兼務できるとされているので、豊山町にあっては、豊山町消防団をいう。

第３節　水防事務の処理

洪水に際し水害を警戒し、防御するとともに水害による被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第 16 条の４による水防警報の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去するまでの間、この水防計画に基づき水防事務を処理するものとする。

第４節　水防本部の設置及び組織事務分担表

１　水防本部

（１）水防本部

豊山町長は、水防時における諸情勢の的確なる措置、諸対策を講ずるため、水防法第 10 条の規定により、気象状況の通知があったときから洪水による危険が解消するまでの間、庁舎内に水防本部を設置し、次に示す分担区分により事務を処理する。

ただし、状況により水防本部を設置することなく、災害対策本部において事務を処理することができる。

なお、豊山町災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括されるものとする。

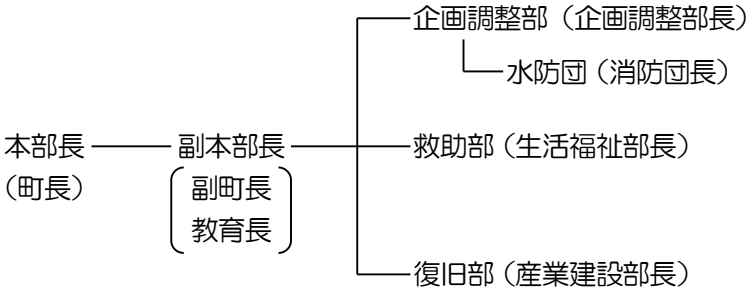

（２）水防事務分担

本部の事務分担は、次のとおりであるが、常に気象状況並びに水位状況等に注意し、水防事務の万全なる遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。

ア　企画調整部

各部への連絡、全般の状況の把握と対策、職員招集、資金調達、対外交渉等、本部の総括に関すること。

イ　救助部

救助活動、避難民の誘導、食料確保等に関すること。

ウ　復旧部

水防活動に必要な資器材の確保、水防作業等に関すること。

第５節　水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の事務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第６節　水防の分担等

水防の分担は、水防法により、次のように規定されている。

１　水防管理団体（豊山町）の責任

区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

２　指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は、上記に加え次の事項の責任を有する。

（１）消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置

（２）水防計画の策定、要旨の公表

（３）策定した水防計画の知事への協議

（４）毎年の水防訓練

３　愛知県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

４　愛知県知事（水防本部長）の責任

洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

知事が指定した河川について水防警報を発表しなければならない。

５　一般住民の義務

一般住民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第２章　水防組織

第１節　水防本部の組織

１　水防本部の組織

豊山町水防本部（本部長・町長）は、「豊山町災害対策本部条例」に基づいて、豊山町災害対策本部と併用して設置し、本部を豊山町役場内に置く。

豊山町水防本部機構は、豊山町災害対策本部機構に準ずる。

第２節　水防団（消防団）の組織

<table>
<tr><th>総指揮者</th><th>現場指揮者</th><th>分担責任者</th><th>人員</th><th>分担区域</th></tr>
<tr><td rowspan="4">団長</td><td rowspan="4">副団長</td><td>豊場東分団</td><td>15名</td><td rowspan="4">新川
大山川
中江川
名古屋境川
久田良木川
堂前川</td></tr>
<tr><td>豊場西分団</td><td>15名</td></tr>
<tr><td>青山分団</td><td>15名</td></tr>
<tr><td>特設分団</td><td>38名</td></tr>
</table>

１　水防団の動員計画

第９章第２節に定めるところによる。

２　水防団の作業

第９章第３節及び第５節に定めるところによる。

３　水防施設及び水防資材の調達

「豊山町地域防災計画」に定めるところによる。

第３章　水防施設

第１節　水防倉庫及び資器材

１　水防倉庫及び資器材の整備
　役場倉庫、神明防災倉庫及び磯吉浦防災倉庫に、必要な資器材を備える。また、町長は、不足資材の支援を県に要請することができる。

２　防災倉庫備蓄資器材(資料編第４章３)

３　水防資材の調達
　水防資材確保のため、水防資材取扱い業者にあらかじめ手配しておくものとする。

木材、釘、トタンその他資材の主な調達先

品目	調達先	所在地	電話番号
釘、トタン、針金	豊光金物店	豊場字流川132	28-1664
セメント	大口建材コンクリート	豊場字大山138	28-1318
材木	スエヒロー建設	豊場字流川141	28-1315

第２節　通信連絡及び非常輸送

１　無線通信施設

豊山町の無線通信施設は、電話不通時に備えるとともに水防時の迅速な通信連絡を図るため愛知県防災行政無線及び町内一円の情報伝達・収集を目的とする豊山町防災行政無線を備える。

豊山町防災行政無線配置図

種　類	識　別　信　号	設　置　又　は　常　置　場　所	摘　　要
基地局	ぎょうせいとよやま	防災室	統制台
移動局	とよやま１０２	防災室	半固定型／動態管理装置
	とよやま２０１	社会教育センター	半固型
	とよやま２０２	総合福祉センターしいの木	
	とよやま２０３	総合福祉センター北館さざんか	
	とよやま２０４	総合福祉センター南館ひまわり	
	とよやま２０５	豊山保育園	
	とよやま２０６	冨士保育園	
	とよやま２０７	豊山小学校	
	とよやま２０８	新栄小学校	
	とよやま２０９	志水小学校	
	とよやま２１０	豊山中学校	
	とよやま２１１	新栄学習等供用施設	
	とよやま２１２	東部学習等供用施設	
	とよやま２１３	冨士学習等供用施設	
	とよやま２１４	久田良木川排水機場	
	とよやま３０１	防災安全課	携帯型
	とよやま３０２	防災安全課	
	とよやま３０３	防災安全課	
	とよやま３０４	防災安全課	
	とよやま３０５	防災安全課	
	とよやま３０６	防災安全課	

	とよやま３０７	防災安全課	
	とよやま３０８	防災安全課	
	とよやま３０９	防災安全課	
	とよやま３１０	防災安全課	
	とよやま３１１	防災安全課	
	とよやま３１２	防災安全課	
	とよやま３１３	防災安全課	
	とよやま３１４	防災安全課	
	とよやま３１５	防災安全課	
	とよやま３１６	防災安全課	
	とよやま４０１	消防１号車	車載型
	とよやま４０２	消防２号車	
	とよやま４０３	消防指令車	
	とよやま４０４	消防ﾄﾗｯｸ	
	とよやま４０５	公用車№.２	
	とよやま４０６	公用車№.３	
	とよやま４０７	公用車№.４	
	とよやま４０８	公用車№.５	
	とよやま４０９	公用車№.６	
	とよやま４１０	公用車№.７	
	とよやま４１１	公用車№.８	
	とよやま４１２	公用車№.９	

２　非常連絡

非常の場合には、水防団本部から広報車で町内広報する。

広　報　車

車両名	無線呼出呼称
消防1号車	車載消防１
消防2号車	車載消防２
消防指令車	車載消防指令

消防作業車	車載消防トラック
№２ジムニー	車載№２
№４プロボックスバン	車載№４
№５プロボックス	車載№５
№６キャリイトラック	車載№６

３　非常輸送

（１）輸送路線の計画

輸送路線の計画図については、あらかじめ重要水防区域を考慮して作成しておくものとする。

（２）輸送施設の計画

避難・人員輸送及び水防資器材の輸送用トラック等の確保のため、必要に応じ車両等の応援を豊山町内の土木業者に要請するものとする。

豊山町内の土木作業者

業　者　名	所　在　地	電　話　番　号	摘　要
㈱ＡＮＤＯ	豊場字新田町141-1	28-0034	本　社
	名古屋市北区楠味鋺4-1415	052-901-1596	名古屋営業所
㈱秋田組	豊場字伊勢山352	28-0015	本　社
	名古屋市北区三軒町270	052-901-4680	名古屋出張所
共立建設㈱	青山1566	28-0003	

※夜間連絡先は、いずれも本社

第４章　非常配備体制

１　非常配備基準

種別	配　置　時　期	配　置　内　容	摘　　要
第一次非常配備	１　次の注意報が豊山町に発表されたとき。 （１）大雨注意報 （２）洪水注意報 ２　東海地震に関連する調査情報（定例・臨時）が発表されたとき。 ３　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ４　本町で震度４を観測した地震が発生したとき。 ５　その他町長が必要と認め当該配備を指令したとき。	職員の少人数をもって河川等の警備にあたり、状況によっては、ただちに第２次非常配備体制に移行し得る態勢とする。	災害対策本部が設置されない場合でも平常時の組織として配備につくものである。 大雨注意報及び洪水注意報については、５～11 月の間に発表された場合に限る。
第二次非常配備	１　次の警報が豊山町に発表されたとき。 （１）大雨警報 （２）暴風警報 （３）洪水警報 ２　一級河川新川において、水場川外水位観測所水位がT.P.＋3.0mを超える恐れがあるとき。 ３　久田良木川の水位がT.P.＋4.5mとなり、久田良木川排水機場の発電機が稼動したとき。 ４　東海地震注意情報が発表されたとき。 ５　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ６　本町で震度５弱を観測した地震が発生したとき。 ７　その他町長が必要と認め当該配備を指令したとき。	災害の状況に応じ災害応急対策活動に必要とする所要人員をもって各部班が所掌する災害応急対策の各活動を実施するものとし、事態の推移に伴い速やかに第３次非常配備体制に移行し得る態勢とする。	災害対策本部が設置されるものである。
第三次非常配備	１　町の全域にわたり災害が発生するおそれがある場合又は全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合いにおいて、本部長が当該配備を指令したとき。 ２　東海地震予知情報が発せられたとき。 ３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ４　本町で震度５強以上を観測した地震が発生したとき。 ５　予想できない重大な災害が突発し、本部長が当該配備を指令したとき。	職員全員をもって災害応急対策活動に当たる。	災害対策本部は必ず設置されるものである。

２　非常配備班の編成・交代及び移行

非常配備班の編成・交代及び移行については、豊山町地域防災計画の非常配備基準を準用する。

３　水防団員の配備

水防団員の出動については、必要により本部長が水防団長に要請する。

第５章　重要水防箇所・施設等

図面対照番号	河　川　名	名　　称	所　　在　　地	構　　造
1	久田良木川	久田良木川排水機場	豊山町大字豊場字八反	φ 1,100 ㎜ × 3.3m3／s×3基
2	西行堂川	西行堂川堰	小牧市大字東原	油圧式転倒堰
3	大　山　川	大山川神明堰	豊山町大字青山字神明	油圧式転倒堰
4	大　山　川	大山川東栄堰	豊山町大字青山字東栄	油圧式転倒堰

第１節　意義

町は、水防上重要な工作物の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対応できる応急対策を確立し、水防計画書又は、防災計画書に明記しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に水防時において、事前に定めた操作規則を遵守して適正な操作を行うこととし、工作物の設置箇所及びその上下流の河川に対して危険が及ばないようにするとともに、操作状況を必要に応じ水防管理者（町長）に報告するものとする。

第２節　重要水防箇所・施設等の管理者及び操作者

施設管理者	町　　長
操作責任者	産業建設部長又は災害対策本部長（町長）による非常配備の指示を受けた班長

第３節　重要水防箇所・施設等の操作方法

１　久田良木川排水機場

「久田良木川排水機場操作要領」に定めるところによる。

２　西行堂川堰・大山川神明堰・大山川東栄堰

（１）開放時

自動転倒

（2）戻し作業

建設課長又は非常配備班長から区委員に依頼して戻すものとする。

第６章　水防警報

第１節　意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（水防法第１６条第１項）

第２節　愛知県知事が水防警報を行う河川

河川名	区　　域	延長
新川	庄内川分岐点から海まで	20.09 km

第３節　水防警報を発する基準

１　水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令基準
愛知県知事が水防警報を行う警戒水位

河川	観測所名	観測所の位置	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	氾濫危険水位	堤防高 上:右岸 下:左岸	発表者(量水標管理者)
新川	水場川外水位	清須市大字阿原	T.P. 2.00m	T.P. 3.00m	T.P. 3.90m	T.P. 5.20m	T.P. 6.24m 6.28m	尾張建設事務所長

２　水防警報の段階と内容

段階	内　　容
準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団役員へ出動を通知する。
出動	出動水位を経過し、水防団員等の出動を通知する。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知する。
解除	水防活動の終了を通知する。

３　水防警報の連絡系統図

（１）新川

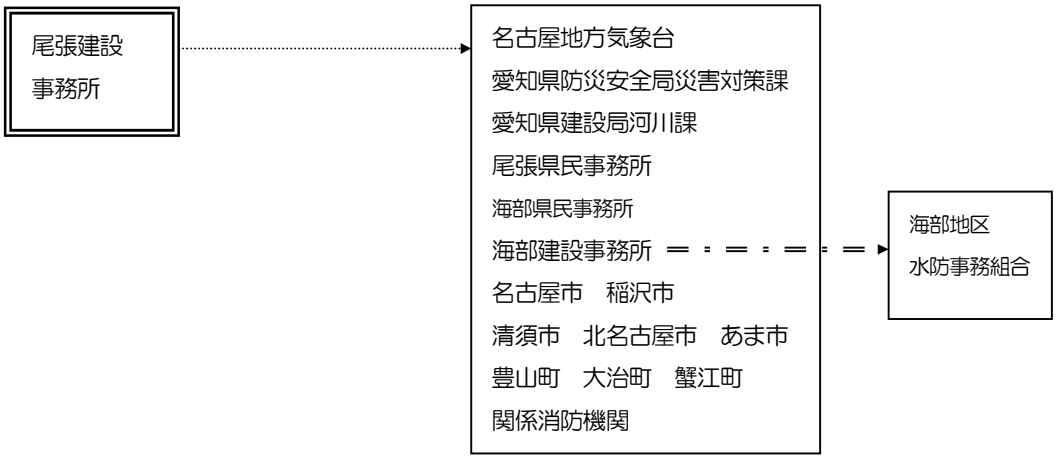

凡例

高度情報通信ネットワーク

庁内連絡

第４節　水防巡視等

１　水防巡視

本部長は、水防警報（洪水又は高潮等により災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表）等の通知を受けたときは、直ちに水防団長(消防団長)を経由して水防受持区域の水防団員（消防団員）に対し、その通報を通知し、必要に応じ河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があり、気象状況及び河川状況等により必要と認められたときは、直ちに水防団長（消防団長）を経由して水防団員（消防団員）に通知するとともに、次項に定める水防信号等により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒及び水防活動等にあたらせるものとする。

２　水防信号

水防信号は、水防信号及び標識に関する規則（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）に基づき、次により行うものとする。

信号の種類	発する時	措置事項
水防警報信号	河川水位が氾濫水位（警戒水位）に達した時。但し、本部長が必要と認めた時	西枇杷島警察署に通報するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる。
出動信号	団員より洪水の恐れがある旨の報告があった時。但し、本部長が必要と認めた時	団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
応援信号	堤防決壊が切迫し、又はこれに準ずる事態が発生した時	団員の外、必要により一般住民の出動を求める。
避難信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めた時	一般住民を避難場所に誘導する。

水防信号及び標識に関する規則（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）抜粋

第 1 条　水防法第 20 条の規定による水防信号は、次の各号に掲げるものとする。
（1）水防警報信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達した時を知らせるもの
（2）出動信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
（3）応援信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
（4）避難信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
第 2 条　水防信号は、別に定める区分及び方法に従って発する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

	サイレン信号（余韻防止付）
水防警報信号	約 5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒 ○・・・・・休止・・・・・○・・・・・休止・・・・・○・・・・・休止・・・・・○・・・・・休止
出動信号	約 5秒　6秒　5秒　6秒　5秒 ○・・・・・休止・・・・・○・・・・・休止・・・・・○・・・・・繰返し
応援信号	約 10秒　5秒　10秒　5秒　10秒　5秒　10秒 ○・・・・・休止・・・・・○・・・・・休止・・・・・○・・・・・休止・・・・・○・・・・・繰返し
避難信号	約 3秒　2秒　3秒 ○・・・・・休止・・・・・○・・・・・繰返し

備　考　1　信号は適宜の時間継続する。
2　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
3　危険があった時は、口頭伝達により周知させるものとする。
4　極力広報車による広報により伝達の徹底に努める。

第７章　洪水予報

第１節　意義

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。（水防法第１０条第２項・第１１条第１項、気象業務法第１４条の２第２項・第３項）

第２節　国土交通大臣が洪水予報を行う河川

河川名	区域	
庄内川	右岸	岐阜県土岐市肥田町浅野字ﾄﾁﾓﾄ１８７番３地先の三共橋から海まで
	左岸	岐阜県土岐市泉町河合字中屋敷５３２番１地先の三共橋から海まで

第３節　愛知県知事が洪水予報を行う河川

河川名	区域	河口からの距離
新川	左右岸庄内川からの分派点から海まで	右岸16.0km

第４節　洪水予報を発表する基準

新川のみ水位はＴ．Ｐ．

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位
庄内川	志段味	名古屋市守山区中志段味	3.40m	4.60m	5.90m	6.40m
	枇杷島	清須市西枇杷島町	4.60m	5.60m	8.50m	8.90m
新川	水場川外水位観測所	清須市阿原	2.00m	3.00m	4.40m	5.20m

洪水予報の種類と基準

気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して発表を行う。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル５相当情報（洪水）】	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル４相当情報（洪水）】	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル３相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル２相当情報（洪水）】	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

第５節　洪水予報伝達系統

（1）庄内川

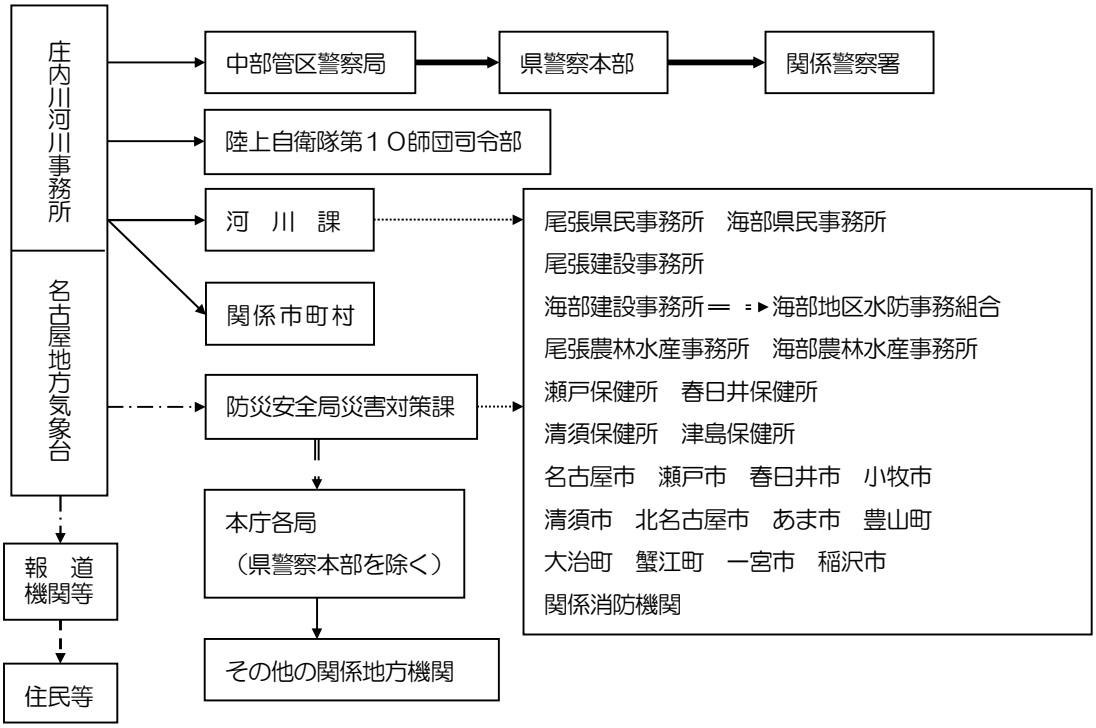

（2）新川

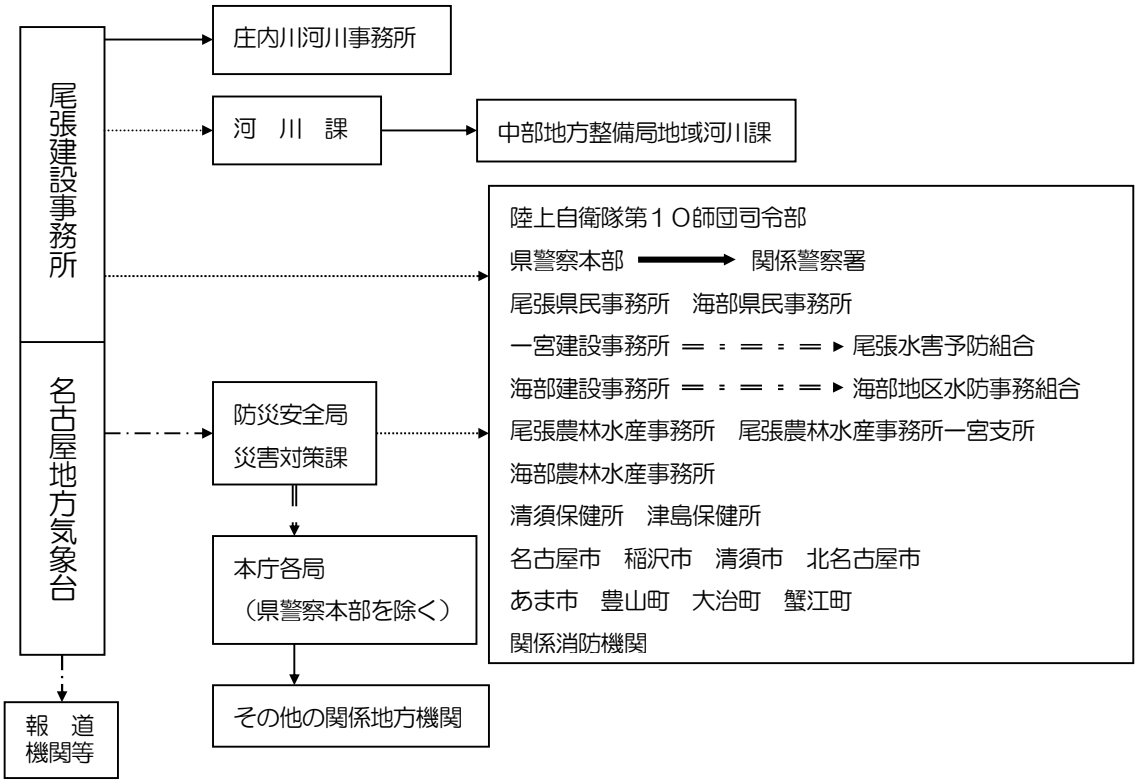

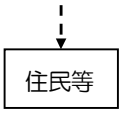

凡例

一般回線ＦＡＸ

高度情報通信ネットワーク

庁内連絡

専用回線

気象通信網

報道

第８章　水位情報の周知

第１節　意義

１ 河川の水位情報の周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（水防法第１３条で規定される特別警戒水位。以下、同じ。）を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。

避難判断水位（特別警戒水位）は豊山町が行う避難指示等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

（法第１３条第１項・第２項・第３項）

２　高潮の水位情報の周知

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第 13 条の３）

第２節　水位情報の周知を行う河川・海岸及びその区域

１　知事が指定した河川

河川名	区域	
八 田 川	右岸左岸 春日井市朝宮町一丁目十四番二地先から	庄内川合流点まで
大 山 川	西行堂川合流点から	新川合流点まで

２　知事が指定した海岸

海岸名	区域（起点～終点）	
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先

第３節　水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

１　知事が指定した河川

各情報は、尾張建設事務所長より発表される。

河川名	観　測　所　名	基　準　水　位　（m）

		水防団待　機(通報)	氾濫注意(警戒)	出　動	避難判断	氾濫危険(洪水時特別警戒)
八 田 川	味美(右岸合流点から2.4km)	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55
大 山 川	豊山(左岸 2.5km 付近)	(2.90)	(3.80)	(4.20)	4.20	4.70

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位)、氾濫注意水位（警戒水位)、出動水位については、参考水位のため、(　) 書きとしている。

２　知事が指定した海岸

(1) 高潮特別警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位（m）	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河川	TP2.30	河川課長

(2) 高潮警戒水位※

海岸名	観測所名	基準水位（m）	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP1.90	河川課長

※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）

第４節　水位情報伝達系統

１　知事が水位情報の周知を行う河川

凡例
⋯⋯→ 高度情報通信ネットワーク

（１）八田川

尾張建設事務所 ⋯⋯→
名古屋地方気象台
愛知県防災安全局災害対策課
愛知県建設局河川課
尾張県民事務所
名古屋市　春日井市　北名古屋市　豊山町
関係消防機関

（２）大山川

尾張建設事務所 ⋯⋯→
名古屋地方気象台
愛知県防災安全局災害対策課
愛知県建設局河川課
尾張県民事務所
名古屋市　小牧市　北名古屋市　豊山町
関係消防機関

２　知事が水位情報の周知を行う海岸

（１）三河湾・伊勢湾沿岸

第９章　水防活動

第１節　予報及び警報とその措置

１　水防活動に必要な予報と警報の種類

名古屋地方気象台から気象業務法に基づき発表される水防上必要な予報及び警報は、次のとおりである。

（１）名古屋地方気象台が発表する注意報、及び警報の種類並びに発表基準

警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	19
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	―
	洪水	流域雨量指数基準	大山川流域＝21.5
		複合基準	―
		指定河川洪水予報による基準	庄内川［志段味］、愛知県庄内川水系新川［水場川外水位］
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	127
	洪水	流域雨量指数基準	大山川流域＝17.2
		複合基準	大山川流域＝（10,13.8）
		指定河川洪水予報による基準	―
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ		
	低温	冬季：最低気温-4℃以下	
	霜	晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100m

備　考　　１　土壌雨量指数基準値*は１ｋｍ四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

２　洪水の欄中、「大山川流域＝１２」は、「大山川流域の流域雨量指数*１２以上」を意味する。

*土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５ｋｍ四方の領域ごとに算出する。

*流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５ｋｍ四方の領域ごとに算出する。

２　措置

豊山町水防本部は、次の場合、直ちに西春日井広域事務組合消防本部、尾張県民事務所、西枇杷島警察署及び尾張建設事務所に連絡するものとする。

（１）水防団（消防団）が水防のため出動した時

（２）水防作業を開始した時

３　雨量・水位・流量の通報

豊山町水防本部は、愛知県水防テレメーターシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

第２節　水防団（消防団）の出動

水防管理者は、次に示す基準により水防団（消防団）にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の命令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせるものとする。

１　出動準備

水防管理者は、次の場合は、水防団（消防団）に出動準備をさせるものとする。

（１）豊山町水防計画に定められた水防警戒水位又は新川流域排水調整要綱の排水停止水位に達する恐れがあると予想される時

（２）洪水による破堤及び漏水等の危険が予想される時、その他水防上必要と認められた時

（３）気象予警報、洪水予報又は水防警報の発表により、洪水等の危険性が予想される時

２　出動

水防管理者は、次の場合に水防団（消防団）に出動させるものとする。

（１）気象予警報、洪水予報又は水防警報の発表及び新川流域排水調整要綱に基づく排水機停止により、洪水等の危険が切迫した時

（２）台風が、本県又はその近くを通過する恐れのある時

（３）洪水による漏水又は破堤等の危険が予想される時

（４）その他本部長が必要を認める時

第３節　監視及び警戒

１　常時監視

監視者は、随時分担区域内を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに町に報告するものとする。

また、町はその旨を所管の事務所に連絡するものとする。

２　非常警戒

水防団員は、水防体制が発動された時から水防区域の監視及び警戒を行い、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側の３班に分かれて巡視し、特に次の事に注意し、異常を発見した場合は、直ちに本部に連絡するとともに水防作業を開始する。

（１）裏法面漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ

（２）表法面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

（３）天端の亀裂又は沈下

（４）堤防の越水状況

（５）樋門の両袖又は低部からの漏水と扉の締まり具合

（６）樋管の漏水による亀裂又は欠け崩れ

（７）橋梁その他構造物と堤防との取り付け部分の異常

第４節　水こう門の操作

水こう門の管理者は、気象等の状況の通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉等適正な操作を行う。

管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行うものとする。

第５節　水防作業

１　水防工法

水防工法は、軟弱化した地盤に適応し、運搬が容易であり、夜間や暴風等の気象条件に適応し、かつ、調達しやすい資材を使用する工法が必要である。選定にあたっては、堤防の組成材料・流速・法面・護岸等の状況・原因等もよく考慮して、最も有効で適切な工法を選ばなければならない。

工法は、その選定を誤らなければ１種類の工法を施行するだけで成果を上げる場合が多い。しかし、時には数種類の工法を実施して始めてその目的を達成することがあるから、当初の工法で成果が認められない時は、これに代わるべき工法を次々と行い、極力被害拡大の防止に努めなければならない。古くからの水防工法として多大の効果を上げてきた工法としては、次のようなものがある。

（１）漏水

ア　噴口が堤腹の時

噴口の下にむしろ張などを行い、堤腹を洗わないようにし、吐口が大きい場合は「月の輪工法」を施す。

イ　裏法、犬走り又は堤内平場の時

釜段工を施すが噴水・漏水が少量の時は土管を伏せたり、底抜きの「たる」や「おけ」を伏せるか、又は「導水むしろ張」を行う。

ウ　表法、吸込口の手当

吸込口を突き止めることができれば、その口に「差しわら」又は「粘土俵」をこれに浮き止めの挿竹を施す。

吸込口が発見できない時は、.その付近一体に「むしろ張工」「畳張工」「木流工」を行う。しかし、吸込口が塞がれない間は決して漏水口を塞いではならない。

（２）表法の欠け崩れ

ア　堤防が欠け崩れる時

「木流工」「むしろ張工」「畳張工」で保護し、もし欠け崩れが拡大して、以上の工法では不安と思われる場合には、「築廻工」を行って補強する。

イ　堤脚や護岸の欠け崩れの時

「立て籠工」「捨石」「枠入」「木流工」「むしろ張工」を行って崩壊の拡大を防止する。

（３）天端及び裏法の亀裂又は崩れ

ア　亀裂が浅い時

亀裂箇所を堀返して埋め戻し、十分つき固めを行う。

イ　亀裂が深い時

「折り返し工」「控取工」「継ぎ縫い工」「五徳工」などの地縛り工法を施す。

ウ　欠け崩れに対して

「五徳工」「杭打積土俵工法」「土俵羽口工」「力杭打工」「籠止工」などで防止する。

（４）越水

「積土俵工」「板棚工」の工法を施すが、積土俵が３俵以上になると、止め杭を使用する。

（５）樋門等の漏水

樋門の表に「月の輪締切」か「詰土俵」を施す。漏水の程度が、その圧力を減ずればよい場合は、裏法面法に「月の輪」を行うものとする。

２　水防活動上の心得

（１）命令なくして部署を離れたり、勝手な行動を取らないこと。

（２）作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもってこれにあたること。

（３）夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」「破堤」等、想像による言動を発しないこと。

（４）命令及び情報の伝達は、特に迅速・正確・慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員（消防団員）を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪事に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。

（５）洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間により差があるが大体水位が最大の時、又はその前後である。

しかし、法崩れ・陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の４分の３程度に減水した時が最も危険）ので、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

第６節　水防に関する連絡系統図

１　洪水注意報、警報、情報及び解除

（１）新川

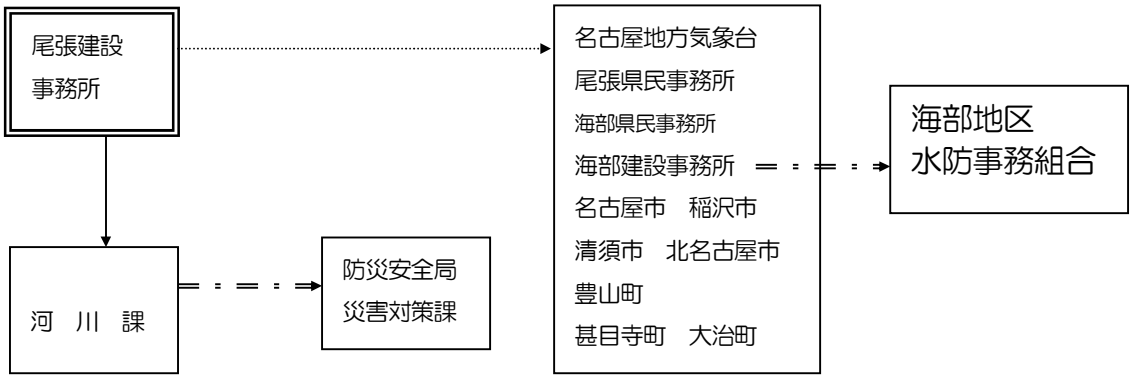

第７節　避　　難

避難・立退については、次のとおりとする。

１　実施者

水防管理者は、災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れがある者で避難しなければならない者がある時、又は愛知県知事から関係住民の避難指示が出された時は、状況を分析検討のうえ関係機関と相互に連携をとり、住民の避難について安全な場所に誘導し収容する措置を取るものとする。

２　避難の方法

（１）第１次避難（事前避難）

災害が事前に予測される時は、あらかじめ要配慮者を避難させるものとする。

要配慮者利用施設

	種類	施設名	所在地	電話
1	保育施設	豊山保育園	豊場字新栄 68 番地	28-2888
2	保育施設	冨士保育園	豊場字流川 46 番地	28-3459
3	保育施設	青山保育園	青山字東栄 12 番地	28-3562
4	福祉施設	総合福祉ｾﾝﾀｰしいの木	豊場字諏訪 270 番地	39-0776
5	福祉施設	総合福祉ｾﾝﾀｰ南館ひまわり	豊場字神戸 188 番地	39-3600
6	福祉施設	総合福祉ｾﾝﾀｰ北館さざんか	青山字東栄 12 番地	28-2088
7	病院施設	杉山医院	豊場字幸田 25 番地 1	28-1181
8	病院施設	N.キッズレディースクリニック	豊場字高前 80 番地	28-2321
9	病院施設	とよ山内科クリニック	青山字東川 46 番地 2	39-3800
10	病院施設	わかばファミリークリニック	豊場字高前 183 番地 1	29-3911
11	高齢者施設	高齢者総合施設　とよやまの憩	豊場字流川 22 番地	28-0750
12	高齢者施設	そんぽの家　豊山	豊場字志水 37 番地	39-2888

（２）第２次避難（緊急避難）

災害が発生した場合、又は事前避難を行う余裕がない時は、緊急避難を行うものとする。緊急避難は、緊急避難指令が発せられた時に地域住民が自主的に行うものとする。

（３）避難は、原則として避難者各自が行うものとし、自主的判断により縁故関係先又は指定避難場所に避難するよう周知し、必要に応じ関係機関の車両、舟艇等を利用する。

（４）避難に際しては、警察とも密接に連絡を取って行うものとし、特に避難後の警備についても遺憾のないようにするものとする。

（５）第１次事前避難及び第２次緊急避難の指令の伝達方法は、「豊山町地域防災計画」に定めるところにより、住民に周知するものとする。

３　避難計画

避難計画は、「豊山町地域防災計画」に定めるところによる。

４　避難所

避難所は、「豊山町地域防災計画」に定めるところによる。

５　避難指示等の種類

避難指示等は三類型に分類し、発令時の状況及び住民に求める行動については下表によるものとする。

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル３】高齢者等避難	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者・要配慮者等が危険な場所から避難するべき状況。	・ ・要配慮者等（避難行動に時間を要する者）は、計画された避難所への避難行動を開始する。 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備を開始するよう努める。
【警戒レベル４】避難指示	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難するべき状況。	・通常の避難行動が出来る者は、計画された避難所等へ避難を開始する。 ・避難行動が困難と判断した場合は屋内で安全確保の行動をとる。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち住民等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。 ※必ずしも発令されるわけではありません。	命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。

６　避難指示等の判断基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象状況や河川巡視者等からの報告を踏まえた上で、次の事項を考慮して総合的に判断し発令する。

（１）考慮すべき事項

ア　河川上流地域の降雨量

イ　堤防の些細な異常現象

ウ　地方気象台が発する降雨量予想

エ　近隣市町の避難指示等発令状況

（２）大雨特別警報

大雨警報（浸水害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、大雨特別警報（浸水害）が発表された場合は、防災行政無線等で住民等に大雨特別警報が発表されたことに加えて、避難指示等が発令済みであること、或いは避難指示等は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、あらためて呼びかけを行い、周知を図る必要がある。

また、台風等を要因とする特別警報は「伊勢湾台風級」（中心気圧９３０ｈＰａ以下又は最大風速５０ｍ/ｓ以上）の台風や同程度の温帯低気圧が接近している段階で、早めの避難情報を発令できるよう、検討する必要がある。

（３）数値基準

ア　河川水位

区分	河川名	【警戒レベル３】 高齢者等避難	【警戒レベル４】 避難指示	【警戒レベル５】 緊急安全確保	該当地域
水位周知河川	大山川	豊山観測所の水位が４．２ｍ（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき。	豊山観測所の水位が４．７ｍ（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	氾濫発生情報が発表された際又は現に氾濫等を確認した際に発令	栄、西之町第１、西之町第２、名栗第２、下青山、上西、上東、九十野
洪水予報河川	新川	水場川外水位観測所の水位が４．４ｍ（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	水場川外水位観測所の水位が５．２ｍ（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき		栄、西之町第１、西之町第２、名栗第２
小河川	堂前川	堂前川境橋の水位が５．３ｍを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	堂前川境橋の水位が６．０ｍを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき		西之町第２、名栗第２、豊山団地、分譲住宅
	中江川	―	中江川観測所の水位が６．４ｍを観測し、数位が上昇がさらに見込まれるとき		下青山、中稲

イ　町内降雨量

区　分	発令基準	該当地区
【警戒レベル３】 高齢者等避難	①豊山町に時間雨量５０mm以上の降雨が観測され、かつ２時間雨量が１００mmを超えると予想される場合 ②大雨（浸水）洪水警報が発表され、災害対策本部が必要と認めた場合	全地域
【警戒レベル４】 避難指示	大雨（浸水）洪水警報が発表され、災害対策本部が必要と認めた場合	

７　避難指示等解除の条件

下記事項の条件を基に総合的に判断する。

（１）気象庁が発する大雨（浸水）・洪水警報が解除された場合。

（２）大山川、新川（水場川外水）の水位が避難判断水位以下であること。

（３）その他の河川の水位が高齢者等避難発令基準水位以下であること

（４）町内の浸水地区が減少し、今後浸水深の上昇のおそれがないこと。

第８節　決壊等の通報及び決壊後の処理

１　決壊の通報

堤防の決壊等重大な事態が発生した時は、本部長は直ちにその旨を尾張建設事務所、尾張県民事務所、清須保健所、尾張農林水産事務所及び西枇杷島警察署に被害・対策情報をそれぞれ通報し、同時に、氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

２　決壊箇所の処置

決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

３　決壊による被害状況の報告

豊山町長は、決壊による被害を認知した時、人的・住宅被害については被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し尾張県民事務所に報告する。

第９節　水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険性が低下し、水防解除を命じた時は、これを一般に周知するとともに、尾張事務所及び尾張建設事務所又は尾張農林水産事務所に対して通報するものとする。

第１０節　公用負担等

１　公用負担権限

水防のため必要がある時は、水防管理者・水防団長（消防団長）は、次の権限を行使することができる。

（１）必要な土地、建物の一時使用
（２）土石、竹木その他の資材の使用
（３）土石、竹木その他の資材の収用
（４）車両その他の運搬具又は器具の使用
（５）工作物その他障害物の除去

２　公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する水防管理者・水防団長（消防団長）の命を受けた者にあっては、次のような証明書を携帯し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

公　用　負　担　権　限　証　明　書

豊山町消防団　　分団長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者に　　区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。

平成　　年　　月　　日

豊山町長　　印

公用負担の証票

公用負担の権限を行使した時は、次のような証票を 2 通作成し、そのうち 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

（第　　号）

公　用　負　担　証

目 的 物　　種　類

負担内容　　使　用　・　収　容　・　処分等

平成　　年　　月　　日

豊山町長　　印

事務取扱者　　氏名　　印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

３　損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、本町は時価によりその損失を補償しなければならない。

第１１節　水防報告と水防記録

水防が終結した時は、７日以内に次の事項を水防報告書に取りまとめて、保管するとともに、尾張建設事務所に報告しなければならない。

（１）水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
（２）水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
（３）巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
（４）堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
（５）使用資器材の種類・数量
（６）法２８条による公用負担の内容
（７）応援の状況
（８）避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
（９）水防関係者の死傷
（１０）功労者及びその功績
（１１）事後の水防に考慮する必要がある点、その水防管理者の所見
（１２）その他必要な事項

水　防　報　告　書（豊山町）

日時	年　月　日（　）	報告者	部　課　氏名
連絡先	TEL　FAX　アドレス		

増水(出水)の概要	級　川水系　川始め　河川 最高時間雨量　㎜　月　日　時　地内 総雨量　㎜　月　日　時　月　日　時

水防活動	実施日時	月　日　時頃　～　月　日　時頃					
	実施箇所	№.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1 2 3			m	名	
	延出動人員	水防団　名　自衛隊　名　居住者　名 消防団　名（　）名　計　名					
	水防作業の概要及び水防工法						

水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他
	水防の効果	名	棟	ha	m	
	被害					

使用資器材	種類	数量	単価	金額（円）

特記事項	

備　考

「増水(出水)の概要」「実施場所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破綻）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

第１０章　他の組織との協力応援

１　居住者等の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

水防管理者、水防団長（消防団長）等は、水防上必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

２　警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認める時は、西枇杷島警察署に対して警察官の出動を求めるものとする。

３　他の水防管理団体の応援

水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合には、他の水防管理者及び他市町村長へ水防作業の実施に伴う要員・資器材につき応援を要請することができる。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合は、水防管理者が「愛知県内広域消防応援協定」に該当する場合は、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、愛知県へ応援を要請するものとする。

４　自衛隊の応援

水防管理者は、大規模な応援を必要とする緊急事態が生じたときは、愛知県災害対策本部長（県知事）に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

応援のため派遣された隊員の誘導及び現地における作業の打合わせについては、現地責任者（水防本部員、関係水防管理者及び尾張建設事務所員）がこれにあたるものとする。

また、自衛隊の応援が決定した場合は、水防活動が充分できるよう資器材の準備等をあらかじめ考慮しておくものとする。

第１１章　水防訓練等

第１節　水防訓練

１　時期

水防訓練の実施時期は、毎年５月から９月までの間とし、必ず１回以上実施する。

２　水防訓練実施要領

水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。

（１）観測（水位・雨量・風速）
（２）通報（電話・無線・伝達）
（３）動員（水防団員・居住者の応援）
（４）輸送（資材・器材・人員）
（５）工法（各水防工法）
（６）樋門の操作
（７）避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第１２章　久田良木川排水機場

第１節　稼動基準

大山川の水位が T.P.＋４.５m以上でなおかつ大山川の水位と久田良木川の水位が同じ水位となった場合稼動する。

第２節　排水調整報告伝達系統

第３節　町の連絡系統図

１　災害対策本部内の連絡系統図

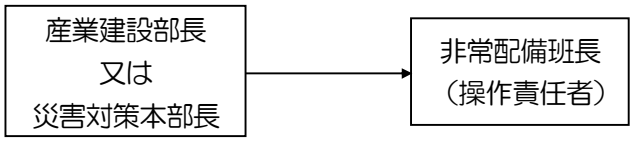

２　運転補助業者への連絡系統図

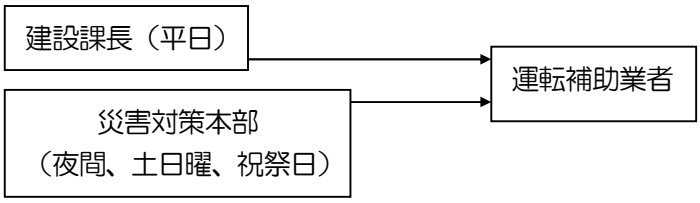

第４節　運転操作方法

操作方法は、「久田良木川排水機場操作要領」に定めるところによる。

第５節　運転補助業者

運転補助依頼については、次のとおりとする。

１　運転補助業者

業　者　名	所　在　地	電　話　番　号
新菱工業株式会社	名古屋市中区栄 1-15-6	052-205-7605

２　運転補助依頼基準

（１）豊山町に大雨洪水警報が発表された場合
（２）台風の進路予想により、大雨洪水警報が発表されると見込まれる場合
（３）自動運転した場合

３　運転補助体制の連絡

豊山町に大雨洪水警報が発表され、職員が排水機場に配置された時点で、運転補助の準備体制を確保するため、運転補助依頼を行う。

４　運転補助の連絡先

平　　日	新菱工業株式会社　名古屋営業所 TEL　０５２－２１２－８０１１ FAX　０５２－２１２－８０１２
夜間、土日曜、祝祭日	新菱工業株式会社　名古屋営業所 運転補助担当者携帯電話 （携帯番号は建設課が把握）

第１３章　新川排水調整（上流域）

第１節　基準地点

単位流域	新川上流域
基準点	水場川外水位観測所
位置	新川 16k/000 右岸
設置場所	清須市
管理者	愛知県尾張建設事務所

第２節　基準地点の基準水位

単位流域	新川上流域
基準地点	水場川外水位
準備水位	TP3.90m
停止位置	TP5.20m
再開水位	TP5.00m

第３節　排水調整通知及び発令伝達系統

尾張建設事務所 → 豊山町 → 排水機管理者

第４節　排水調整報告伝達系統

排水機管理者 → 豊山町 → 尾張建設事務所

○久田良木川排水機場操作要領

（趣旨）

第１条　この要領は、久田良木川排水機場の排水機及び樋門（以下「排水機等」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

（操作の目的）

第２条　排水機等の操作は、準用河川久田良木川（以下「久田良木川」という。）における洪水の防御及び一級河川大山川（以下「大山川」という。）から久田良木川への逆流防止を図ることを目的とする。

（新川の基準地点）

第３条　一級河川新川（以下「新川」という。）の基準地点は次のとおりとする。

（１）新川の愛知県下之一色水位観測所（以下「下之一色」という。）を下流域の基準地点とする。

（２）新川の愛知県水場川水位観測所の外水位（以下「水場川外水位」という。）を上流域の基準地点とする。

（洪水時における操作の方法）

第４条　産業建設部長又は災害対策本部長による非常配備の指示を受けた班長（以下「操作責任者」という。）は、久田良木川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等の操作を行うものとする。

（１）久田良木川の水位（以下「内水位」という。）が、大山川の水位（以下「外水位」という。）より低く、自然排水が不可能な場合、かつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス 4.50 メートルを上回ったときは、樋門を全閉する。

（２）前号の状態において内水位が T.P.プラス 4.70 メートルに達し、さらに上昇した場合は排水機等を運転する。ただし、内水位が T.P.プラス 3,70 メートルを下回ったときは、排水機等の運転を停止する。

（３）外水位が、内水位を下回るときは、排水機等の運転を停止し、かつ、樋門を全開にする。

（４）第２号の排水機等を運転する状態で、かつ、新川の水位が上昇し、新川の河川管理者愛知県知事（以下「新川の河川管理者」という。）から下之一色の水位が準備水位である T.P.プラス 2.20 メートルに到達した旨、又は水場川外水位の水位が準備水位である T.P.プラス 3.90 メートルに到達した旨の通知を受けたときは、排水機等の運転を停止する準備に入る。

（５）第２号の排水機等を運転する状態で、かつ、新川の水位が上昇し、新川の河川管理者から下之一色の水位が停止水位である T.P.プラス 2.90 メートルに到達した旨、又は水場川外水位の水位が停止水位である T.P.プラス 5.20 メートルに到達した旨の通知を受けたときは、排水機等の運転を停止し、又は運転してはならない。

（６）前号の状態で、新川の水位が下降し、新川の河川管理者から下之一色の水位が再開水位

であるT.P.プラス2.70メートルを下回り、かつ、水場川外水位の水位が再開水位であるT.P.プラス5.00メートルを下回った旨の通知を受けたときは、排水機等を運転することができる。

（7）第４号の状態で、新川の水位が下降し、新川の河川管理者から下之一色の水位が準備水位であるT.P.プラス2.20メートルを下回り、かつ、水場川外水位の水位が準備水位であるT.P.プラス3.90メートルを下回った旨の通知を受けたとき、又は第２号及び第３号で排水機等の運転を停止したときは、排水機等の運転を停止する準備を解除する。

（8）第２号の排水機等を運転する状態で、かつ、新川において、河川からの越水又は破堤が発生し、新川の河川管理者から排水ポンプの停止の発令があった場合は、その指示に従うものとする。このときは、新川の河川管理者の排水ポンプの停止の解除の発令があるまで、排水機等の運転をしてはならない。

（平水時における操作の方法）

第5条　内水位が外水位より高く、自然排水が可能であるときを平水位といい、操作責任者は樋門を全開にしておくものとする。

（操作の方法の特例）

第6条　操作責任者は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、久田良木川の河川管理者と協議し、前２条に規定する方法以外の方法により、排水機等の操作を行うことができる。

（操作の際に行う通知及び広報）

第7条　操作責任者は、第４条第５号及び第８号で排水機等の運転を停止させる場合、影響を生ずると認められる関係機関に対する通知及び危害が生ずる恐れのある一般住民に対する広報を行うものとする。なお、第４条第４号でいう準備にはこの通知及び広報の準備も含むものとする。又第４条第６号の運転の再開、同条第７号の運転の停止準備の解除及び同条第８号の停止の解除の発令時についても行うものとする。

（操作に関する記録）

第8条　操作責任者は、排水機等を操作したときは、次に掲げる事項を操作に関する記録表（様式第１号）及び気象観測等記録表（様式第２号）に記録しておくものとする。

（1）操作した排水機等の名称

（2）操作の開始及び終了の年月日及び時刻

（3）気象、水象及び地震の状況

（4）第７条に該当するときは、操作の理由

（5）その他参考となるべき事項

（警戒体制の実施）

第9条　操作責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

（1）名古屋地方気象台から愛知県尾張・西三河北部に大雨又は洪水に関する警報が発表されたとき、又は注意報で警戒体制が必要と判断したときは、同様の対応を行うものとする。

（２）新川に水防警報が発表されたとき。
（３）庄内川に洪水注意報又は、洪水警報が発表されたとき。
（４）愛知県内において、震度５弱以上の地震が発生したとき。
（５）その他操作責任者が必要と認めたとき。

（警戒体制時における措置）
第 10 条　操作責任者は、警戒体制時においては、次に掲げる措置をとるものとする。
（１）排水機等を適切に操作することができる要員を確保すること。
（２）排水機等を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
（３）排水機等の管理上必要な気象及び水象の観測、並びに関係機関との連絡及び情報の収集を的確に行うこと。
（４）その他排水機等の管理上必要な措置をとること。

（警戒体制の解除）
第 11 条　操作責任者は、洪水が終ったとき、その他警戒体制の必要がなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

（点検及び整備）
第 12 条　操作責任者は、排水機等を操作するために必要な機械、器具等について、常に点検及び整備を行い、これらを良好な状態に保つものとする。
２　操作責任者は、点検及び整備結果を月点検表（様式第３号）に記録しておくものとする。

（記録の保持）
第 13 条　操作責任者は、第８条、第 10 条及び前条で行う記録については、これを保存するものとする。

（操作要領の改正等）
第 14 条　基準地点及び同地点で規定された水位についで、新川流域総合治水対策協議会において見直された場合は、これに従い、本操作要領を改正し、新川の河川管理者に提出するものとする。

（委任）
第 15 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 13 年 12 月１日から施行する。

豊山町水防計画図
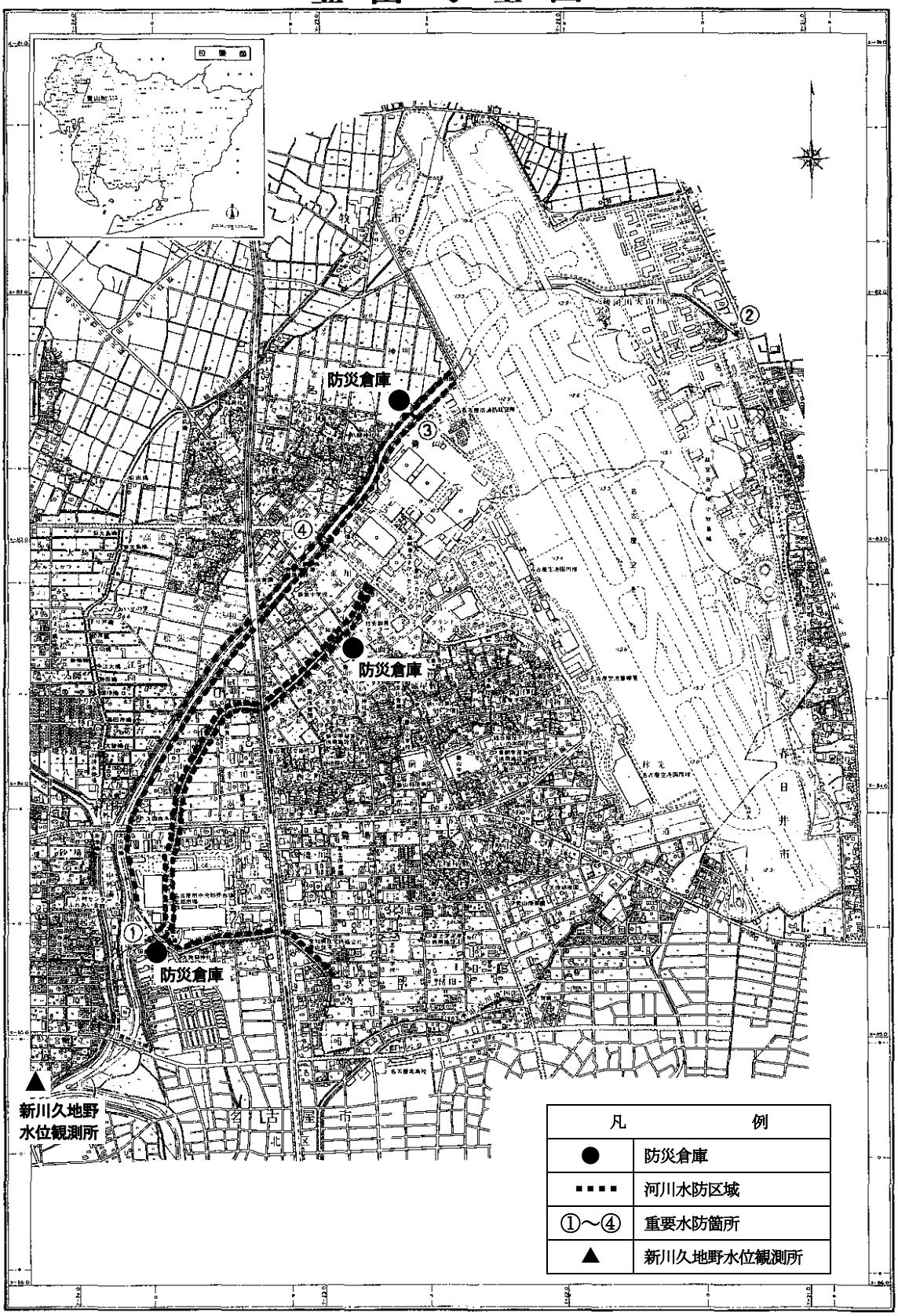
豊 山 町 全 図